特別障害者手当・障害児福祉手当について

日常的に介護を必要とする重度の障害(※)をもつ方に対して、次のような制度があります。

○特別障害者手当(20歳以上)

- · 支給月額 27,350円(令和2年1月時点) (2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給)
- ・以下にあてはまる方は対象外となります。
 - (1)病院等に3か月を超えて入院している方
 - (2) 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
 - (3)施設等に入所している方

○障害児福祉手当(20歳未満)

- · 支給月額 14,880円(令和2年1月時点) (2,5,8,11月に3か月分を合算した額を支給)
- ・以下にあてはまる方は対象外となります。
 - (1) 障害を支給事由とする公的年金を受給されている方
 - (2) 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方
 - (3) 施設等に入所している方
- ※「重度の障害」の程度等、詳しくは秩父福祉事務所にお問合せ下さい

問合せ 埼玉県秩父福祉事務所 生活保護・地域福祉担当 ☎22·6228

福祉の仕事 地域就職相談会 ~ 高齢者・障害者の施設で、地域を支える仕事をしてみませんか?~

秩父市周辺の福祉施設が集まる就職相談会を開催します。

無資格・未経験で働ける職場もありますので、是非この機会にご参加ください。

時 3月19日金 正午~午後2時 日

場 所 秩父宮記念市民会館2階けやきフォーラム

参加費 無料

完全予約制 ご予約はHPまたは電話で

問合せ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター

☎048 · 833 · 8033 (土日祝日を除く 午前10時~午後5時)

フェイスブック・インスタグラムの必至アカウントを開設しています!

フェイスブック 「長瀞町 (Nagatoro)」



インスタグラム 「なが撮ろ」

